

平成30年度

障がい者スポーツ活動支援助成金募集要項

1. 交付対象事業に関する条件について

- ・「障がい者スポーツ活動支援助成金交付要綱」をご確認ください。

2. 申請手続きについて

(1) 提出書類

- ・「別紙様式1 助成申請書」を作成し、原本を提出してください。
※全3頁の提出が必要です。
- ・申請様式はホームページからダウンロードできます。以下のURLを入力いただくか、“島根県障害者スポーツ協会”で検索してください。
○ホームページURL <http://spokyo.org/>
- ・申請内容について後日照会させていただく場合がありますので、申請書類はお手元にコピーを取った上で提出してください。
- ・一つの事業を他団体と共催で行う場合は、実行委員会を組織するか、一つの団体が代表して申請してください。

(2) 申請の受付期間

- ・平成30年2月16日(金)まで ※必着

3. 審査について

(1) 審査方法

- ・「障がい者スポーツ活動支援助成金審査委員会」にて、申請書類をもとに審査を行います。
- ・審査は、以下の点を基準として行います。
 - ①事業内容が交付要綱第2条に定める目的に合致しているか。
継続事業の場合は、さらなる効果の拡大に向けた事業内容となっているか。
 - ②事業内容が交付要綱第3条に定める助成対象外事業でないか

(2) 審査結果について

- ・審査委員会後、全ての申請者に対し審査結果をお知らせします。
- ・事業内容によっては、審査の結果、申請額に対し減額の上で助成決定をする場合があります。また、助成は予算の範囲内で行うため、予算額を超える申請があった場合は、交付要綱第2条に定める目的に合致する事業内容であっても、減額の上で助成決定を行う場合があります。予めご承知おきください。

4. 申請にあたっての注意点

(1) 助成申請書記入時の注意点

- ・助成申請書の記入、提出にあたっては、以下のことに十分ご注意ください。
 - * 「記入例」を良く確認の上、ご記入ください。
 - * 記入にあたり、所定の様式はみだりに変更しないでください。
 - * 記載漏れや計算ミスがないか十分確認してください。

(2) 助成対象経費についての注意点

- ・本助成金の対象経費は、事業期間内に支払いの事由が発生し、かつ、同期間内に支払が完了するものとなります。
事業期間内にイベントを開催するが、チラシの印刷費を事業期間外に支払うような場合は対象となりません。
- ・助成対象事業に直接関係のない団体運営費（事務所等の家賃・水道光熱費、この申請にかかる郵券料、印鑑作成費等）や景品・賞品（大会参加賞など）は、対象となりません。
- ・弁当代や茶菓代を会議費として認めていますが、助成対象事業を行う上で不可欠であるもののみ計上するようにしてください。
- ・会員（団体関係者）へ支払われる経費について、以下のものは助成対象外になります。
 - * 講師謝礼、その他お礼
 - * 手数料として支払われる費用
- ・助成金は繰り越すことはできません。余った場合は、返還していただきます。

5. 事業完了後の手続きについて

- ・助成金の交付対象団体は、実績報告が必要となります。事業終了から1ヶ月以内に、以下の書類を提出してください。
 - * 実績報告書（様式8号～8号-4）
 - * 助成対象経費すべての領収書の写し
 - * 活動の様子を撮影した写真2枚

6. 申請書類提出先、及び本件に関する問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会（担当：周藤）

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-20-7770 / FAX 0852-32-5982

E-mail info_office@spokyo.org

ホームページ URL <http://spokyo.org/>